

令和3年度 予算編成方針

「市民力でつくる 未来へ続くふるさと 志木市」。

令和3年度は、私が掲げた「まちづくり新35の実行計画」の完成を踏まえ、新たな取組を始動させる年度であると同時に、近年の豪雨等による自然災害への備えや新型コロナウイルス感染症の影響を鑑みた「新しい生活様式」に対応した事業展開が必至となることから、未来に向かう活力、安心を支える底力、状況を打開する想像力等を最大限に発揮し、前例にとらわれることのない今まで以上に多角的視点で変化のある予算編成が求められる年度である。

コロナ禍においては、行財政に対するより一層の期待と厳しい評価は必然であり、編成を進めるにあたっては、志木市の将来への責任を負っていることを改めて認識し、職員一人ひとりが予算編成の主体となり、危機意識と緊張感を持ってこれに当たらなければならない。全職員が課題を共有し、事業の抜本的な見直しを含めた創意工夫を凝らすことが必要であり、次の4つの事項を基本的な考え方として、予算編成の柱とする。

第一に、「まちづくり新35の実行計画」は実施期間の満了を迎え、令和3年度は新市庁舎建設事業、いろは親水公園の魅力倍増事業、国道254号バイパスの整備等、本市の中身も様相も大きく変化する整備事業が本格化し、まちづくりの大きな転換点とも言える年度となる。これを、まちの新たな魅力創造に取り組む絶好のタイミングとして捉え、次の50年、さらには100年先をより安心して明るい未来とするため、これまで培ってきた知識と経験を継承しつつ、従来 of 発想にとらわれることのない将来を見据えた事業の展開を検討すること。

第二に、新型コロナウイルス感染症の影響による景気の落ち込みなどから、一層厳しくなることが予想される財政状況や感染拡大防止策を含めた働き方改革が急務となる中においては、志木市新行政改革プランにおける「事務事業の見直し」に基づいた廃止・縮小等の見直しにより、徹底的かつ大胆に無駄を削ぎ落とすとともに、職員の業務負担軽減と行政課題への迅速な対応を図る視点から、業務の委託化をはじめ、AI・RPAを活用した効率的な事業実施を検討すること。また、低い執行率や多額の不用額が生じている事業においては、事業の成果を十分精査のうえ、実績に見合う要求額とし、決算との大幅な乖離が生じないように、精度の高い見積もりにより予算を計上すること。

第三に、新市庁舎建設事業をはじめとした経年劣化が進む公共施設の更新に加え、未だ終息の見えない新型コロナウイルス感染症や近年の異常気象による豪雨等の自然災害への備え及び対策の必要性も高まっていることから、多大な財政出動が控えており、格段厳しい財政状況下での令和3年度予算編成は避けられない。さらには、景気の落ち込みから社会保障経費の増加が見込まれる一方で、一般財源である市税等の税収は減少となることが懸念されることから、鋭敏な感覚をもって常に最新の情報収集に努め、国・県等の補助金を活用できるよう積極的に関係機関と折衝し、財源確保を働きかけることはもちろんのこと、金額の多寡にかかわらず、税外収入等の新たな財源確保策についても検討すること。

第四に、新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染拡大防止策の一環として、「新しい生活様式」に対応した安全で安心な事業を展開するため、既存事業においても柔軟な発想のもと、実施方法の抜本的な見直しや代替事業の検討を含め十分に研究し、新たなスタイルで質の高い市民サービスの提供ができるよう工夫を凝らすとともに、多大な影響を受けた地域経済やまちの活力を早期に回復させるため、即効性があり効果的で力強い事業を推進するための予算を計上すること。また、新規事業や拡充事業等をサマーレビュー及び事業判定会の結果を踏まえ、予算編成に反映させるにあたっては、既存事業の抑制による財源確保を原則とすること。

以上のことを予算編成にあたっての基本的な考え方とし、下記の点も熟慮のうえ、令和3年度の予算編成に取り組むこと。

記

1 特殊重点的事項

(1) 今般、世界的にポストコロナ時代を見据えた大きな転換点を迎えており、未曾有の災禍にあっても、市民が安心して生活できる「行財政運営」と「まちづくり」が求められている。これまで以上に鋭く新しい感覚をもって、新型コロナウイルス感染症がもたらす「新たな日常」をすべての行政分野で的確に捉え、ウィズコロナに適応した事務事業を検討すること。

- (2) 「新しい生活様式」への対応について、既存の事業手法にとらわれることなく、実施の可否を含めた事業形態を総合的に見直し、必要なサービスを安定して提供できる方法を検討すること。
- (3) 新しいサービスのあり方を含め、市民の利便性の向上及び行政の効率化促進に向けて、慣例的に行われている事務事業等の委託化やA I・R P Aなどの先端技術の導入については、費用対効果などの検証を踏まえて、積極的に検討をすること。
- (4) 国難とも言える新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市民生活を支える施策等において、市町村間における大きな差異が市民の不安に直結しかねないため、近隣市との地域連携を念頭に他団体の予算編成の動向を的確に把握するとともに、十分に情報収集のうえ、本市に置き換えた場合の必要性や事業展開の方法を検討すること。

2 総括的事項

- (1) 予算要求における各事業の経費の見積りにあたっては、最少の経費で最大の効果が得られるよう検討し、単年度のみならず将来に向けて持続可能な財政運営をめざすことを共通の認識とする。
また、各課で所管する分野ごとの事業計画の推進にあたっては、行政の強みを最大限活かし、データを収集・分析して、将来発生することが懸念される課題に対し、事前に解決すべく必要な予算を計上すること。
- (2) 前例踏襲は認めない。事務事業の見直し、サマーレビュー及び事業判定会の対象となった事業だけでなく、すべての事務事業について、P D C Aサイクルの徹底を図り、過去の決算状況等も踏まえ、聖域なく見直しを行うことで事業の新陳代謝を加速し、社会情勢の変化に適切に対応すること。
既存事業については、引き続き実施することを前提とせず、当初見込んだ事業効果が得られていない事業、所期の目的を達した事業等、真に今必要な事業であるかどうか、廃止を含めて検討すること。
新規事業を予算計上する際には、事業の推進による効果を具体的かつ明確にすることとし、その達成目標は定性的かつ定量的な指標により設定すること。また、可能な限り事業実施期間を設定するとともに、

予定事業費の総額を明らかにすること。あわせて、事業実施に伴う直接的な効果だけではなく、波及効果も想定するなど、ストーリーのある事業展開を図ること。

(3) 市長への手紙等により、直接寄せられた意見や、各種調査の結果等により、潜在的な部分も含め市民ニーズを的確に把握し、新たな市民サービスを提起することにより、市民生活の向上を図ること。

(4) 部局協働（連携）を念頭に、複数の部局にまたがる政策課題については、より体系的で効果的な予算を編成するという観点から、予算要求にあたっては、あらかじめ関係する部局間で調整を行うこと。

(5) 「地域力」の活用を念頭に、地域包括ケアの理念を踏まえた共生社会の実現に向けて、「自助・互助」を育む仕組みづくりを促進させる取り組みを検討すること。

また、民間を含めた市全体の財産を最大限に活用することにより、限られた職員数で効率的に質の高い行政サービスを提供していくことができるよう、政策課題に対応する仕組みを検討すること。

(6) 各分野の計画に掲載されている項目のみならず、各部局とも、市民ニーズや時代の趨勢を的確にとらえた、本市の魅力向上に寄与する事業を企画立案すること。

各担当にあっては、ルーティンワークに安住せず、徹底した議論を行い、アイデア行政の視点をもって、ボトムアップで魅力ある事業を考案していくこと。

3 具体的事項

(1) 歳入関係

①精微な見込みの算出及び補助制度の活用

市税や地方交付税等については、過去の実績や新型コロナウイルスの影響による経済情勢の落ち込み等を踏まえ、的確な見通しのもとに収入見込額を算出するとともに、一般財源に限りがある財政状況下においては、特に、国・県の施策や方針等の動向を注視し、補助制度の最新情報を常に把握の上、積極的に活用すること。

②市税の確保

市税は自主財源の根幹をなすものであり、重要な財源であるとの認

識に立ち、課税の公正、負担の公平を期すとともに、景気の動向を注視したうえで、税目ごとの課税客体・課税標準を的確に掌握し、さらなる収納率の向上に資する仕組みを検討すること。

③歳入確保の推進

市税をはじめ負担金や貸付金等の滞納整理を強化し、収入未済額の削減に努めるとともに、収入見込額について適切に歳入予算に計上すること。

また、国・県支出金を伴う事業については、市の施策上、真に必要なものを峻別し、その政策効果、必要度・緊急度及び後年度負担を十分検討するとともに、必要なものについては、積極的に関係機関と折衝するなど徹底して財源確保に努めること。

④使用料・手数料の見直し

受益者負担の原則に則り、適正な負担設定とすべく、近隣市等他の地方公共団体や同種のサービスを提供する民間事業者の状況を十分に注視し、都度見直しを図ること。

⑤市債の活用方針

新市庁舎建設事業をはじめ、今後控えている公共施設の更新等により、市債残高の大幅な増加が見込まれていることから、市債の活用にあたっては、後年度における財政負担を考慮するものであること。

したがって、起債対象事業の選択にあたっては、元利償還金に対して交付税措置のある事業を優先するなど、財政運営上、真に必要な事業を十分に精査すること。

⑥税外収入の積極的な確保

自主財源を発掘し確保するために、利用価値の低い市有財産について積極的に売却または賃貸借を行うなど有効活用を図るとともに、広告収入が期待できる事業等、税外収入による財源確保について発想豊かに検討すること。

(2) 歳出関係

①経費節減の徹底

事務事業の見直し、サマーレビュー及び事業判定会の結果も踏まえ、本市の行政サービス水準の現状や市民ニーズを的確に把握し、従来の概念にとらわれることなく、柔軟な発想で既存の制度・施策全般について、徹底した総点検・総見直しを行い、引き続き、経常的な経費については、中事業単位で対前年度当初予算比10%の削減を目標とした要求とすること。

②市の単独事業について

国・県の制度によらず、市が独自に実施しようとする新規事業については、既存事業の見直しによって財源を確保したうえで予算要求するとともに、可能な限り事業期間を設定すること。

また、事業開始後は、事業の効果を定性的かつ定量的に検証し、見直し・改善を図ること。

継続しようとする事業においても、決算分析を徹底して行い、予算額との乖離が大きいものについては原因を究明したうえで、事業の集約や廃止を含めた抜本的な見直しを実施するとともに、過度な不用額の発生や安易な予算流用を行うことのないよう精度の高い見積りを行うこと。

③補助金・負担金の見直し

補助金・負担金については、終期を設定するとともに、所期の目的の達成度や社会情勢の変化に即して必要性を検証すること。

併せて、補助金については、事業費補助を原則とし、既存の団体組織等運営費補助についても事業費補助への移行を検討のうえ、見直しを図ること。

なお、見直しに当たっては、関係者と十分な情報交換、協議を行い、理解を求めながら行うこと。

④物件費の見直し

物件費については、集中的に内容を精査・検証し、事業の効率化に向けて取り組むこと。

特に、委託料については、費用対効果を十分に意識し、現に委託形式で実施している事務事業についても、AI・RPAといった先端技術の活用により、コストメリット及び効率化が図られるものは、実施方法の大胆な変更を検討すること。

併せて、長期継続契約条例施行規則の改正を踏まえ、単年度契約から長期継続契約に移行することによるコストメリットを検証すること。

需用費及び役務費については、決算額等を踏まえた上で必要性を十分に吟味し、経費の節減に努めること。

⑤維持補修費・維持補修工事費について

公共施設の維持補修費・維持補修工事費については、予防保全の視点も取り入れるとともに、志木市公共施設等マネジメント戦略に基づき、計画的な予算計上に努めること。

ただし、市民サービスに直ちに影響を及ぼすことが懸念される公共

施設の修繕工事については、建築開発課と協議のうえ当初予算に計上すること。

(3) 特別会計及び企業会計

独立採算の原則に立ち、徹底した経営努力による経費の削減・合理化や収納率の向上対策を講じ、歳入の確保に努めるとともに、経営体質の改善を行い、一層の経営基盤の強化に努めること。

また、赤字補てんを目的とした一般会計からの繰入金のある会計にあっては、経営努力を行うとともに負担のあり方についての見直しを十分に行い、繰入金を抑制すること。

なお、具体的な予算編成方針等については、一般会計に準じること。